

令和元年6月28日

金融庁監督局総務課、銀行第二課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対する意見について

今般、標記案等（令和元年5月31日公表）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対する意見

項番	項目・論点	コメント	理由等
(1) 金融再生法開示債権とリスク管理債権の一本化			
1	金融再生法開示債権の開示義務との関連性	今回の一部改正措置により、リスク管理債権の区分が金融再生法開示債権の区分等に一本化されるため、リスク管理債権を開示すれば、金融再生法開示債権の開示義務も充足すると理解してよいか。	銀行法施行規則は、リスク管理債権の定義の変更のみを定めており、今回の一部改正措置後の金融再生法開示債権の開示に対する取扱いを特に定めていないため、明確化を求めるもの。
2	リスク管理債権の財務諸表注記の方法	リスク管理債権の財務諸表注記の開示方法は、「債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権は次の通りであります」と記載したうえで、リスク管理債権の対象となる総与信の定義に含まれる貸借対照表の勘定項目に参照番号を付すという対応でよいか。 例えば、与信性仮払金のように貸借対照表上独立した勘定科目となっていない項目については、当該項目が含まれる勘定科目に参照番号を付すことでよいか。	与信性仮払金等、貸借対照表上独立した科目にはなっていない項目が今回の改正により、リスク管理債権の対象に含まれてくることから、注記方法について明確化を求めるもの。
(2) コア業務純益(除く投資信託解約損益)等の開示			
3	コア業務純益(除く投資信託解約損益)の定義	「コア業務純益(除く投資信託解約損益)」算出のため、「コア業務純益」から控除する「投資信託解約損益」は、「コア業務純益」に含まれる投資信託解約損益であって、「日銀報告(決算関連計数調査表)」5.の「投資信託解約益等」と同一と理解してよいか。	既算出計数の名称との差異があることから、同一計数であることを確認するもの。